

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業実施に向けて整備する 基準の考え方等についての説明会

平成28年8月4日(木)
午後6時30分～

保健福祉部高齢福祉介護課



茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて整備する基準の
考え方等についての説明会

- 1 茅ヶ崎市が目指すべき方向性
- 2 茅ヶ崎市の現状 ~高齢者人口・要支援認定者数の推移~
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
 - (1) 総合事業実施の背景
 - (2) 総合事業の構成
 - (3) 総合事業の利用の流れ
- 4 茅ヶ崎市の基準等(案)
- 5 総合事業への移行について
 - (1) 被保険者
 - (2) 事業者
- 6 今後のスケジュール

1 茅ヶ崎市が目指すべき方向性

いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり
共に見守り 支え合いますこやかに暮らせるまち
高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する

「茅ヶ崎市総合計画 基本構想」

- ◆ 超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念

- ◆ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の関係者、医療、介護等と連携しながら、介護予防、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

「茅ヶ崎市総合計画 第3次実施計画」

2 茅ヶ崎市の現状

～高齢者人口・要支援認定者数の推移～

- ◆65歳以上の高齢者人口は、平成22年は49,817人、高齢化率は21.1%でしたが、平成27年は59,601人、高齢化率24.7%となっています。5年間で人口が9,784人(増加率19.6%)増加し、高齢化率は3.6%増加しています。
- ◆団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢者人口63,700人(増加率6.9%)、高齢化率は26.2%と推計されています。
- ◆要支援認定者数は平成22年は2,372人でしたが、平成27年は3,252人となっています。5年間で880人(増加率37.1%)増加しています。
- ◆平成37年には、要支援認定者数は4,556人(増加率40.1%)と推計されています。

2 茅ヶ崎市の現状 ～高齢者人口・要支援認定者数の推移～

1 高齢者人口、要支援認定者数の推移及び見込み

(単位:人)

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 高齢者人口 (65歳以上) | 49,817 | 50,827 | 53,094 | 55,448 | 57,695 | 59,601 |
| (増加率) | | 2.0% | 4.5% | 4.4% | 4.1% | 3.3% |
| 高齢化率 | 21.1% | 24.0% | 24.7% | 23.2% | 24.0% | 24.7% |
| 要支援認定者数 | 2,372 | 2,505 | 2,658 | 2,984 | 3,179 | 3,252 |
| (増加率) | | 5.6% | 6.1% | 12.3% | 6.5% | 2.3% |

※平成27年まで各年10月1日現在の実績数。

※第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推計数値。各年10月1日現在。

2 高齢者人口、要支援認定者数の見込み

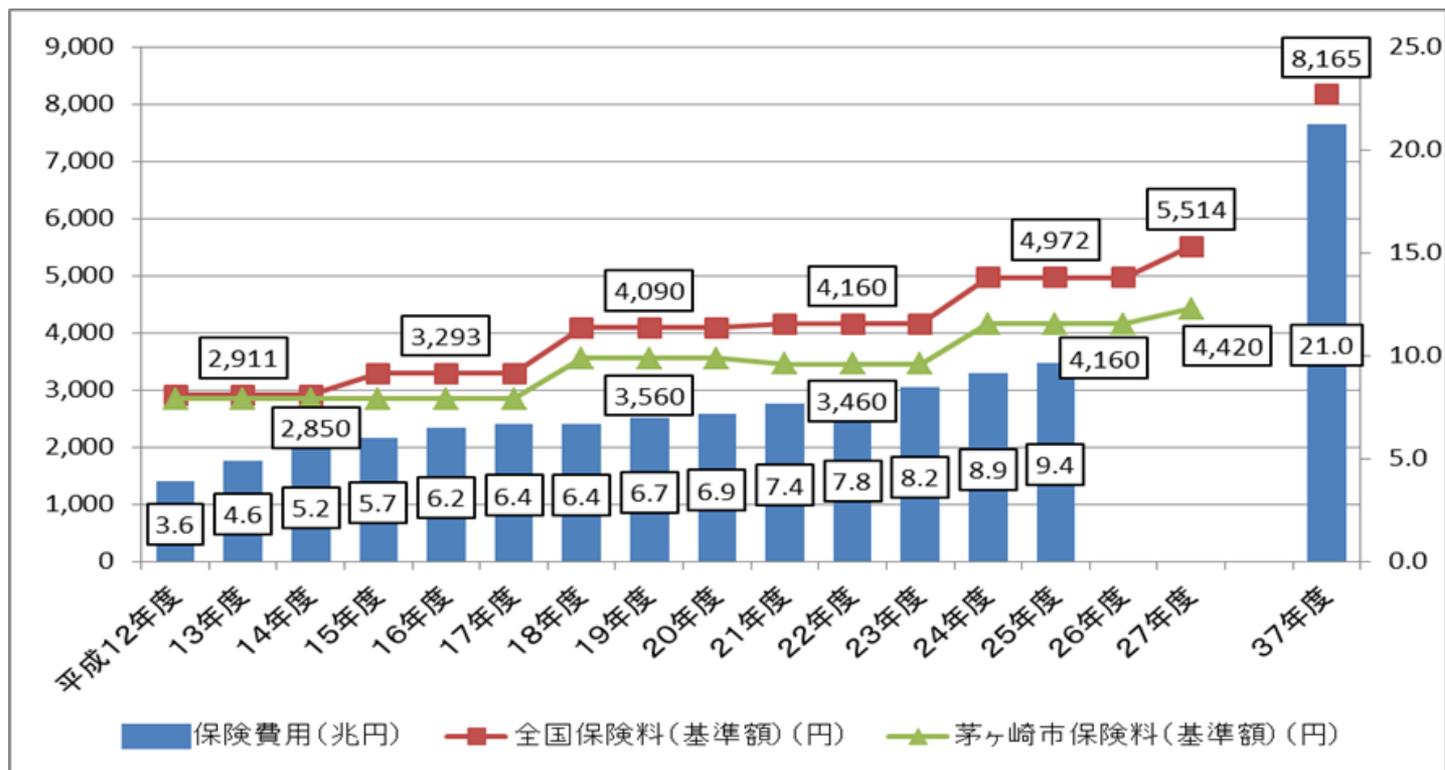
| | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 高齢者人口 (65歳以上) | 61,068 | 62,181 | 63,870 | 63,700 |
| (増加率) | | 1.8% | 2.7% | -0.3% |
| 高齢化率 | 25.2% | 25.6% | 26.1% | 26.2% |
| 要支援認定者数 | 3,489 | 3,647 | 4,049 | 4,556 |
| (増加率) | | 4.5% | 11.0% | 12.5% |

※第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推計数値。各年10月1日現在。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

【介護給付と保険料の推移】



- ◆ 高齢化の進展により、介護給付費、保険料が上昇しています。
- ◆ 介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護サービスの重点化・効率化が必要となっています。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

- ◆平成27年4月の介護保険法の改正により、全ての市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施することとされました。
- ◆これまで介護保険サービスにおける予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が実施する事業へと移行するものです。
- ◆総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指すものです。

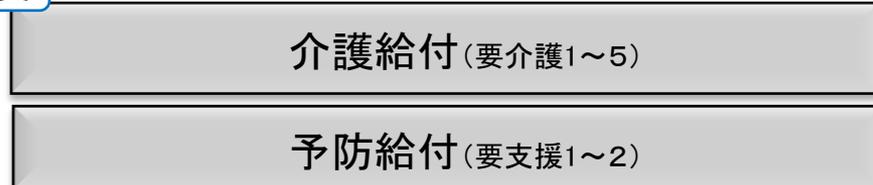
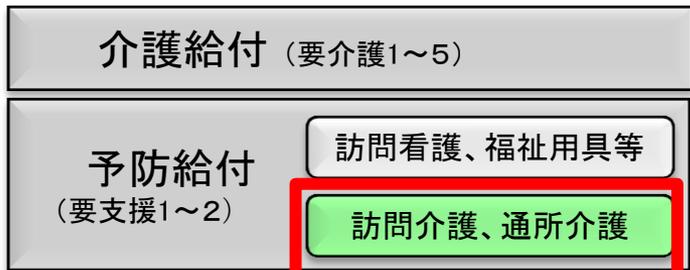
3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(2) 総合事業の構成

<現行>

<見直し後>

介護保険制度



現行と同様

事業に移行

全市町村で
実施

多
様
化

充
実

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援体制整備事業 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域
支
援
事
業

地域
支
援
事
業

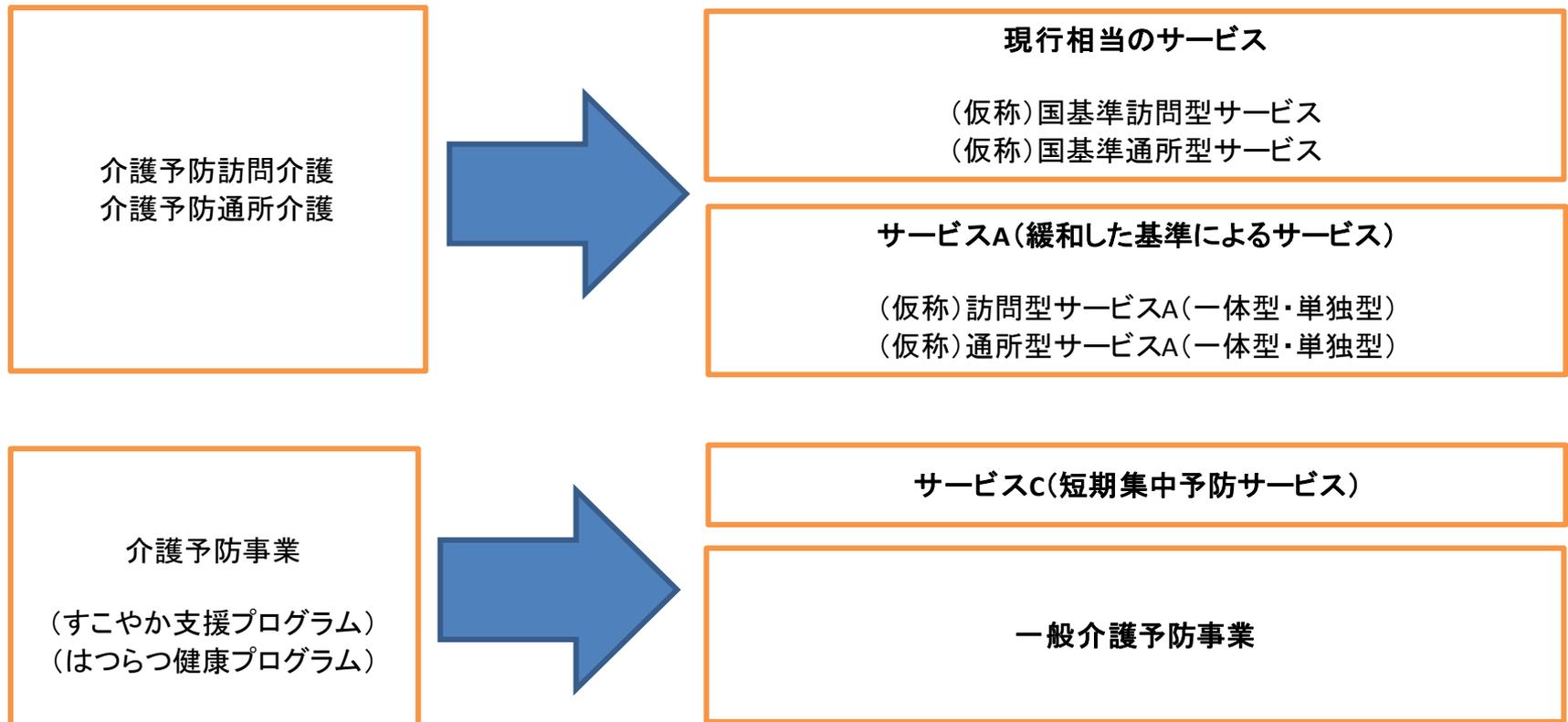
3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(2) 総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業 茅ヶ崎市の移行イメージ

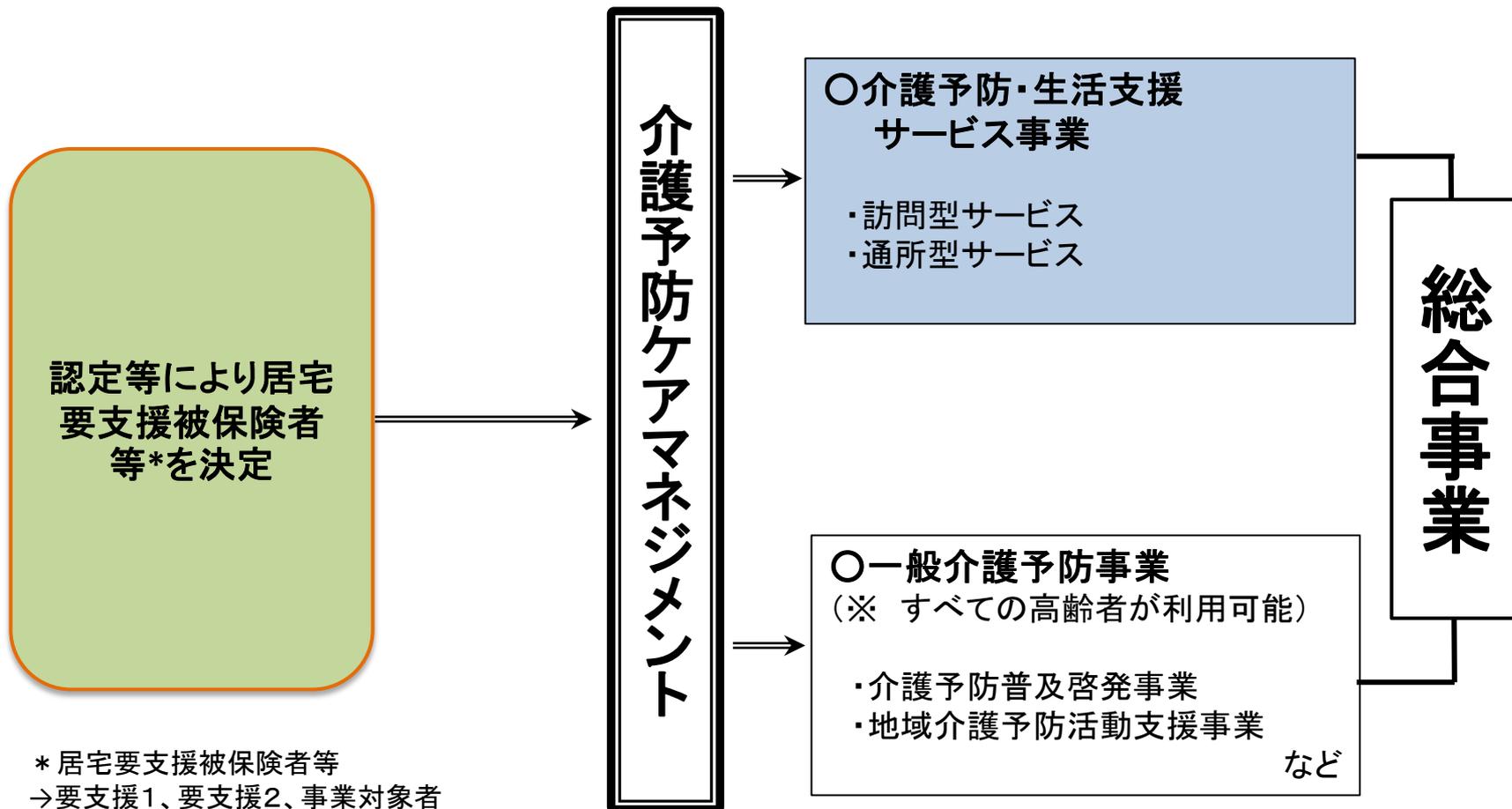
<現 行>

<総合事業への移行後>



3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(3) 総合事業の利用の流れ



4 茅ヶ崎市の基準等(案)

【第1号訪問事業 類型】

| | | 国基準訪問型サービス | 多様なサービス 訪問型サービスA | |
|----------|----------|---|---|---|
| | | | 一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営） | 単独型 |
| サービス内容 | | 現行相当サービス （身体介護＋生活援助） | 身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス | |
| 対象者 | | 居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、身体介護が必要なケース、訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース） | 居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外） | 居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型訪問型サービスA利用以外） |
| 運営に関する基準 | | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 | |
| 人員に関する基準 | ①管理者 | 常勤・専従（支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。） | 常勤・専従（支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。） | 専従1人以上（支障がない場合、他の職務に従事できる。） |
| | ②訪問介護員 | 常勤換算方法で2.5以上（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者） | 常勤換算方法で2.5以上 【資格】介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者 現行相当の基準を遵守していれば、訪問型サービスAの提供に関して、単独型資格基準の訪問介護員による提供可 | 常勤換算方法で1以上の必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は一定の研修修了者 |
| | ③サービス提供者 | 常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている場合は、利用者50人に1人以上 【資格】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | 現行相当の基準の範囲内で行う | 訪問型サービスA提供責任者：従事者の内1以上必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は一定の研修修了者 |
| 設備に関する基準 | | 必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品 | 必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品 | |

4 茅ヶ崎市の基準等(案)

【第1号訪問事業 事業費】

| | 国基準訪問型サービス | 多様なサービス 訪問型サービスA | |
|-----|--|---|---|
| | | 一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営） | 単独型 |
| 事業費 | <p>【包括報酬】</p> <p>予防Ⅰ：1,168単位（12,497円） 予防Ⅱ：2,335単位（24,984円） 予防Ⅲ：3,704単位（39,632円）</p> <p>【出来高】</p> <p>Ⅰ：266単位/回（2,846円）（月4回以上の場合は包括報酬） Ⅱ：270単位/回（2,889円）（月8回以上の場合は包括報酬） Ⅲ：285単位/回（3,049円）（月12回以上の場合は包括報酬） 1単位の単価：5級地（10.7円）</p> | <p>【包括報酬】</p> <p>Ⅰ：1051単位（10,871円） Ⅱ：2102単位（21,731円）</p> <p>【出来高】</p> <p>Ⅰ：239単位/回（2,557円）（月4回以上の場合は包括報酬） Ⅱ：243単位/回（2,600円）（月8回以上の場合は包括報酬） 1単位の単価：5級地（10.7円）</p> | <p>【出来高】（回数制限あり）</p> <p>Ⅰ：182単位（1,947円） Ⅱ：185単位（1,979円） 1単位の単価：5級地（10.7円）</p> |

【単価設定の考え方】

- ◆ 国基準の単価
 介護予防訪問介護事業者のご意見等を踏まえ、事業者及び利用者への負担等を勘案し、包括報酬と出来高報酬を組み合わせたものです。
- ◆ 一体型の単価
 介護予防訪問介護の報酬単価の人件費部分について、本市の介護予防訪問介護事業者の意見等を踏まえ、事業所の参入の促進、事業所の職員採用、教育等などの負担等を見込み、算定したものです。
- ◆ 単独型の単価
 介護予防訪問介護の報酬単価の人件費部分について、人員に関する基準の緩和部分を反映し、事業所の参入の促進、事業所の職員採用、教育等などの負担等を見込み、算定したものです。

4 茅ヶ崎市の基準等(案)

| 【第1号通所事業 類型】 | | 多様なサービス 通所型サービスA | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 国基準通所型サービス | | 一体型 (「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営) | 単独型 | |
| サービス内容 | 現行相当サービス | 現行相当のサービスと比較し、一部基準を緩和したサービス | 一体型通所型サービスAと比較し、一部基準を緩和したサービス | |
| 対象者 | 居宅要支援被保険者等 (要支援認定相当) | 居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外) | 居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型通所型サービスA利用以外) | |
| 運営に関する基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 | | |
| 人員に関する基準 | ①管理者 | 常勤・専従 (他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) | 常勤・専従1以上 (現行相当サービスに準じる) | 1以上兼務可(他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)市の研修修了者 |
| | ②生活相談員 | 専従1以上 (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるもの。)(社会福祉士・精神保健福祉士等) | 専従1以上 (現行相当サービスに準じる) | なし |
| | ③看護職員 | 専従1以上 | 専従1以上 | なし |
| | ④介護職員 | ~15人:専従1以上 15人~:利用者1人につき専従0.2人以上 | ~15人:専従1以上 15人~:利用者1人につき専従0.2人以上 ※現行相当の基準を遵守していれば、通所型サービスAのみを別の単位で提供する場合は、単独型人員基準による提供可 | ~15人:専従1以上 15人~:利用者1人につき専従0.1人以上 |
| | ⑤機能訓練指導員 | 1以上(他の職務に従事可) | 1以上(他の職務に従事可) | なし |
| 設備に関する基準 | <ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室(利用定員×3㎡) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品 | <ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室(利用定員×3㎡) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品 | <ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室(利用定員×2.3㎡) ②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ③必要なその他の設備及び備品 | |

4 茅ヶ崎市の基準等(案)

【第1号通所事業 事業費】

| | 国基準通所型サービス | 多様なサービス 通所型サービスA | |
|-----|--|--|--|
| | | 一体型 (「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営) | 単独型 |
| 事業費 | 【包括報酬】 I : 1,647単位 (17,211円) II : 3,377単位 (35,289円) 1単位の単価 : 5級地 (10.45円) 【出来高】 I : 378単位/回 (3,950円) (月4回以上の場合は包括報酬) II : 389単位/回 (4,065円) (月8回以上の場合は包括報酬) | 【出来高】 I : 230単位/回 (2,403円) (入浴・送迎実施359単位 (3,751円)) II : 241単位/回 (2,518円) (入浴・送迎実施379単位 (39,60円)) 1単位の単価 : 5級地 (10.45円) | 【出来高】 I : 209単位/回 (2,184円) (送迎実施時295単位 (3,082円)) II : 218単位/回 (2,278円) (送迎実施時305単位 (3,187円)) 1単位の単価 : 5級地 (10.45円) |

【単価設定の考え方】

◆ 国基準の単価

介護予防通所介護事業者のご意見等を踏まえ、事業者及び利用者への負担等を勘案し、包括報酬と出来高報酬を組み合わせたものです。

◆ 一体型の単価

介護予防通所介護の報酬単価の人件費部分について、人員に関する基準緩和部分を反映した額を基本とし、介護予防通所介護事業者のご意見等を踏まえ、入浴及び送迎に係る単価を別に設定したものです。

◆ 単独型の単価

介護予防訪問介護の報酬単価の人件費部分について、人員に関する基準の緩和部分を反映した額を基本とし、介護予防通所介護事業者のご意見等を踏まえ、送迎に係る単価を別に設定したものです。

【参考】 総合事業におけるサービス類型ごとの振り分け割合(想定)

1 訪問型サービスの振り分け割合

| 介護予防訪問介護利用者 | 現行相当のサービスの利用者 | 訪問型サービスAの利用者 | (単位:人) |
|-------------|---------------|--------------|--------|
| 845 | 288 | 557 | |
| 41.9%* | 34.1% | 65.9% | |

* 調査対象の要支援者数2016人のうちの割合。

2 通所型サービスの振り分け割合

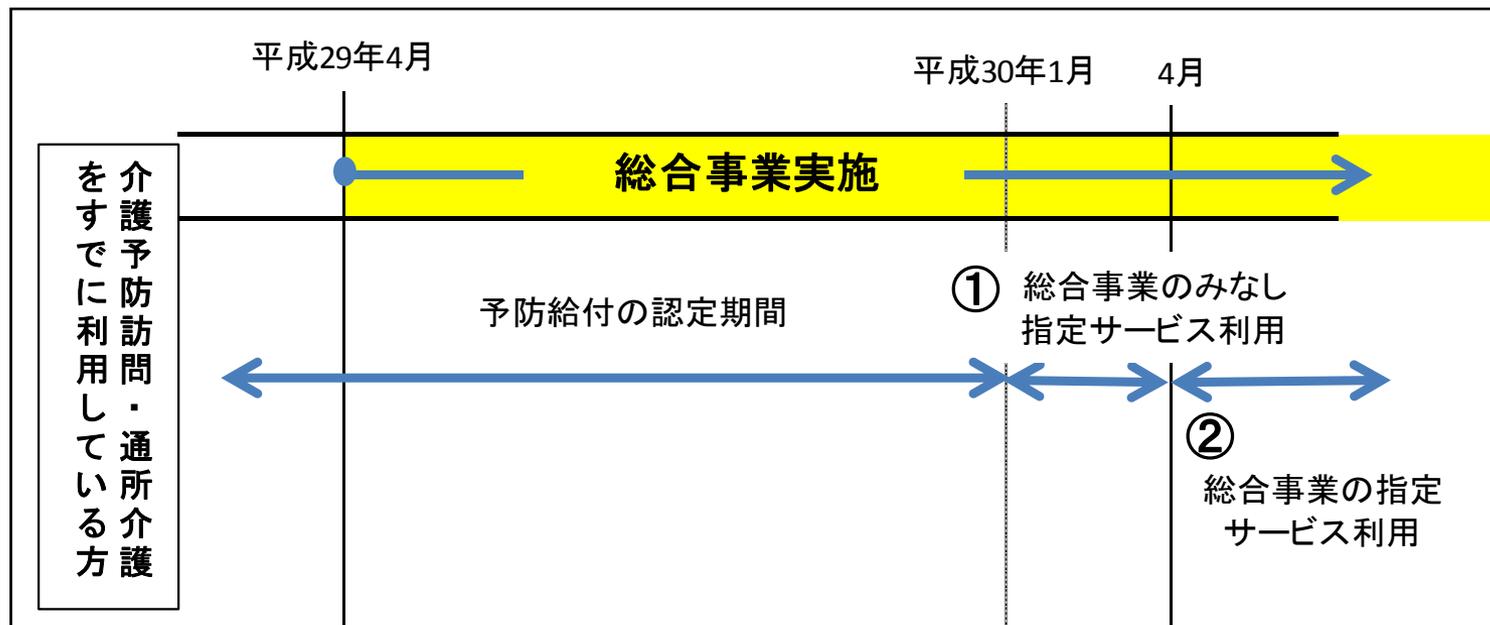
| 介護予防通所介護利用者 | 現行相当のサービスの利用者 | 通所型サービスAの利用者 | (単位:人) |
|-------------|---------------|--------------|--------|
| 867 | 333 | 534 | |
| 43.0%* | 38.4% | 61.6% | |

* 調査対象の要支援者数2016人のうちの割合。

平成28年度実施「介護予防・日常生活支援総合事業への移行のための介護予防サービス計画調査」より

5 総合事業への移行について

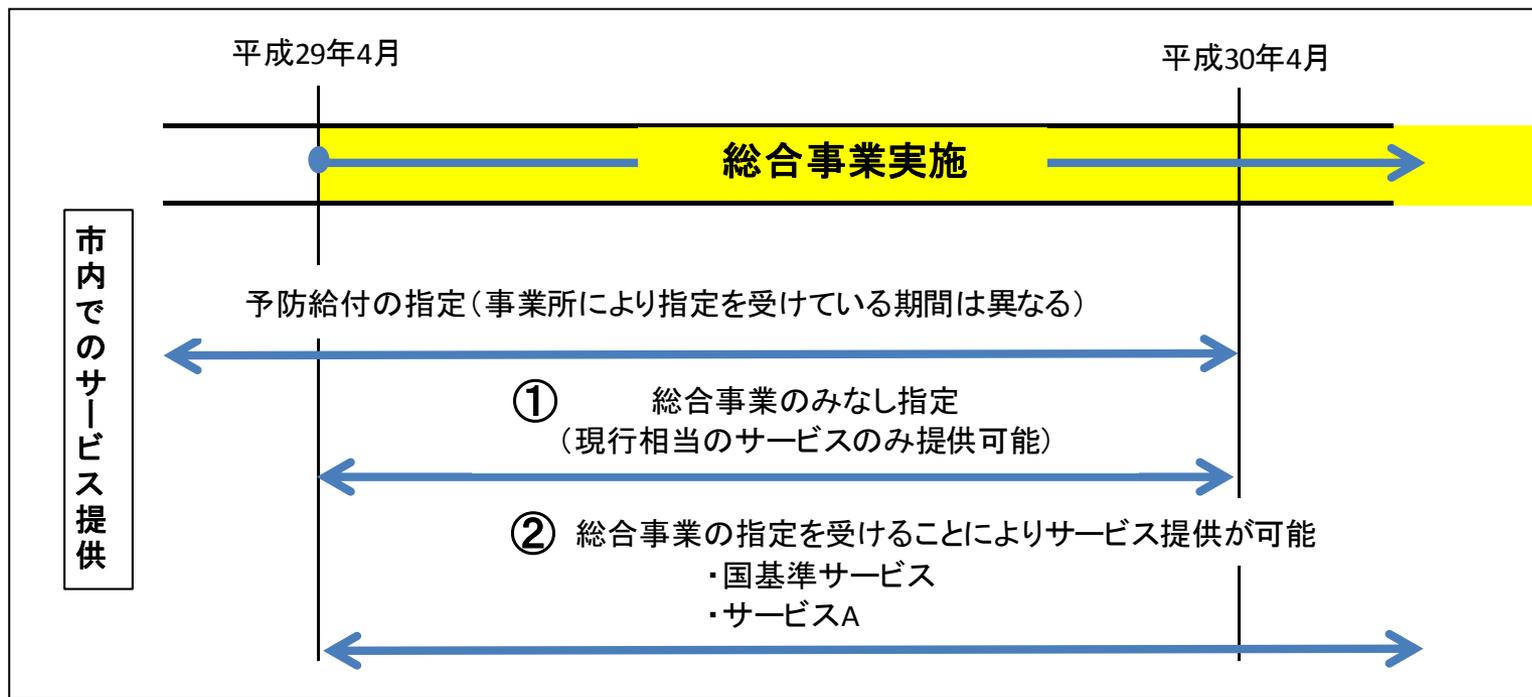
(1) 被保険者



- ① 平成29年4月1日以前から介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用されている要支援認定者は、認定更新時や介護予防サービス計画の見直しなどのタイミングで総合事業へ移行となります。
- ② 平成30年度以降は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は廃止されるため、総合事業のみとなります。

5 総合事業への移行について

(2) 事業者



- ① 総合事業への移行にあたり、平成27年3月31日において介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定事業者は、平成27年4月1日より総合事業のみなし指定事業者となっています。有効期間は、平成30年3月末までの3年間となります。
- ② 平成29年4月以降、総合事業の指定を受けることで、サービス提供が可能になります。(国基準型サービス、サービスAはそれぞれ市の指定を受ける必要があります。)

※上記サービスの請求に係るサービスコードはそれぞれ異なりますのでご注意ください。詳細が決まりましたら周知します。

6 今後のスケジュール

平成28年8月12日 質問票の提出締切(FAX)

8月22日 質問の回答(茅ヶ崎市ホームページへ掲載)

* 質問の内容によっては、それ以降随時回答する
場合もあります

8月23日 パブリックコメントの締切り

8月31日 アンケートの締切り

10月頃 パブリックコメントの結果の公表

12月~平成29年1月頃 事業者向け説明会

時期未定 指定申請受付

4月 総合事業実施